

平成30年 第2回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成30年2月15日 午後6時30分						
開会日時	平成30年2月15日 午後6時30分						
閉会日時	平成30年2月15日 午後7時38分						
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室						
教育長	朝 倉 孝						
委員出席席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教育部長 土屋 浩	出	副参事兼社会教育課長 佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀	出	主幹兼大井図書館長 宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	副参事兼教育総務課長 皆川恒晴	出	主幹兼大井中央公民館長 岩崎明央	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長 榎本 崇	出	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 橋本鶴人	出
				学校給食課長 小林 清	出	主幹兼おどり学校給食センター所長 岡田 彰	出
書記	教育総務課副課長 佐々木拓郎		傍聴人数	0人			
会 議 概 要							
議 事 等							
<p>第2号議案「ふじみ野市学校給食費管理システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を定めることについて」(可決)</p> <p>第3号議案「平成30年度当初小・中学校教職員人事の内申について」【非公開】(可決)</p> <p>第4号議案「ふじみ野市教職員の人事について」【非公開】(可決)</p> <p>報告事項「平成30年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について」(承認)</p> <p>報告事項「ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給金交付要綱(案)について」(承認)</p> <p>報告事項「ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針の改定について」(承認)</p>							
(18時30分)	<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、平成30年第2回定例教育委員会会議を開催いたします。</p>						
教育長	<p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございま</p>						
教育長							

<p>各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>すか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>1 インフルエンザの流行について</p> <p>寒さの影響もあり、インフルエンザが猛威を振るいました。</p> <p>1月以降、全体の約10%に当たる児童・生徒が罹患しました。</p> <p>1学年1学級という小規模な学校では、学校閉鎖にもなりました。</p> <p>インフルエンザの型は、全国的な傾向と同様、A型とB型の両方が流行しましたが、ここに来て収束に向かっています。</p> <p>近隣自治体の状況は、隣の市と町では学級閉鎖はほとんど無かったようです。なぜ本市のみ罹患が多いのか、その理由は不明ですが、傾向としては土日の休み明けの月曜日の欠席が非常に多かったです。土日に繁華街等に出かけて感染したケースが多いようです。</p> <p>しかし、そのような中であって中学3年生の学級閉鎖は1学級もありませんでした。</p> <p>これは、「インフルエンザに罹ってはいけない」という意識が強く、予防に努めていることによるものだと思います。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>2 その他</p> <p>その他については、後ほど各課長から御報告いたします。</p> <p>報告は以上ですが、確認事項等はございますでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、</p>

議案3件、報告事項3件です。

○提案理由の説明

教育長
教育部長
教育長

では、教育部長から議案3件の提案理由をお願いします。
(提案理由の説明)

ここでお諮りします。本日の報告事項のうち、第3号議案「平成30年度当初小・中学校教職員人事の内申について」及び第4号議案「ふじみ野市教職員の人事について」は、審議の順序を変更し、報告事項3件の後に非公開として御審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員
教育長

(了承)

それでは、そのように決定いたします。

○第2号議案

教育長

学校給食課長

はじめに、第2号議案「ふじみ野市学校給食費管理システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を定めることについて」を議題といたします。

本議案の説明を学校給食課長よりお願いします。

学校給食課、小林です。

今回提出しました学校給食費管理システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置規程ですが、現在、学校給食課で使用している学校給食費管理システムは10年前に開発されたもので、その後、1度もバージョンアップされず、帳票類、データ出力等様々な場面で不便がありました。

また、保守業者と開発業者が異なるため、操作に関する問い合わせにも迅速に対応していただけないという弊害もありました。

現在、収税課等で使用しているシステムのようなコンビニ収納機能もなく、交渉記録の機能もないため、そのような機能が充実したシステムの導入を検討しました。

ふじみ野市プロポーザル方式による委託業務等の契約事務処理要領第8条に基づき、この選定委員会を設置します。

委員は、規程別表のとおりです。

このプロポーザルは、こちらが指定する仕様に基づき企画提案していた

	<p>できます。</p> <p>プロポーザルには「指名型」と「公募型」があり、22日に第1回選定委員会を開催する予定ですので、どちらになるかは現在のところ決まっています。</p> <p>今後のスケジュールは、選定委員会を開催し、4月から11月にかけてヒアリングを行います。12月から1月にかけて並行稼働し、2月から本格稼働します。</p> <p>収納状況は、現年分99.71%、滞納繰越分は8.2%の見込みです。</p> <p>新システム導入について、保護者の方から「コンビニで払えないのか」という意見もいただいていますので、新システム導入が収納率向上につながるのではと思っています。以上です。</p>
教育長	<p>この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願いします。</p>
富田教育長職務代理者	<p>質問ではありませんが、システムを新しくすることにより、利便性の向上を図って未納の方を減らす努力がなされることは大変結構なことであると思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>学校給食課長、「プロポーザル」について、どのような視点で行うのか分かりやすく説明してください。</p>
学校給食課長	<p>システムを作るベンダーから提案される内容は、当然、こちらが示す要求書の水準を満たすものですが、その提案内容の高さを審査します。価格のみで契約の相手方を決定しない方式がプロポーザルです。</p>
塩野委員	<p>提案する業者さんは何社あるのでしょうか。</p>
学校給食課長	<p>来週22日に第1回選定委員会を開催します。その際、指名型とするか公募型とするか等を決定します。公募型となると市の業者選定委員会にかける必要があります、システム構築の時間が少なくなるため、指名型が望ましいと考えます。</p>
塩野委員	<p>では、手を挙げているのが何社とか、そういったことはまだこれからですね。</p>
学校給食課長	<p>これからです。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>

教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。
各委員	第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第2号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○報告事項
教育総務課長	次に、報告事項「平成30年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について」、教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課、皆川です。よろしくをお願いします。
教育総務課長	報告事項、平成30年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について説明いたします。
教育総務課長	この案件は申し合わせ事項の「複数回の教育委員会会議で審議する議案」に該当すると判断しました。
教育総務課長	本日は報告事項とし、教育委員さんの御意見を頂戴して適宜修正を加えた上で、次回の定例教育委員会会議に正式な議案として御審議いただきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。
教育総務課長	では、さっそくですがアクションプラン(案)を御覧ください。
教育総務課長	今年度、平成29年度から教育振興基本計画の全ての「施策の展開」について指標を定めて数値目標を掲げるものに改めたため、題名も「教育行政重点施策」から「教育振興基本計画アクションプラン」へと改めました。
教育総務課長	平成30年度は、アクションプラン移行2年目となります。
教育総務課長	表紙をめくっていただき、「はじめに」を御覧ください。
教育総務課長	市の将来構想との整合性を保ちつつ、教育振興基本計画で定める基本理念の実現を目指す姿勢を明らかにしています。
教育総務課長	1ページから3ページまでは変更ありません。
教育総務課長	4ページ以降の「施策ごとの主な取り組み」のうち、網掛けで示した変更箇所について申し上げます。
教育総務課長	ふじみ野寺子屋事業の今年度実績は120人でした。
教育総務課長	平成31年度目標値を「地域協働学校の取り組みで推進」としました。
教育総務課長	5ページを御覧ください。「②国際社会に生きる能力の育成」の一番上の外国語活動推進委員会開催回数の実績を5回とし、今後の目標も同様とし

ました。

②の一番下のALTの配置人数は、今年度実績は12人、以降17人、19人としました。

同じページの「④特別支援教育の充実」ですが、実績は特別支援学級10校、通級指導教室4校でした。実績を踏まえ平成30年度、31年度の目標を記載のとおりとしました。

6ページの一番上を御覧ください。いじめ等対応支援員の今年度実績は13人、平成30年度目標は19人、平成31年度は市費の支援員の業務内容を見直します。

7ページ一番下、8ページ中程も同様です。

9ページを御覧ください。問題解消率の今年度実績は70.0%、平成30年度、31年度の目標は100%としました。

一番下の指標、スポーツエキスパート、地域指導協力者実績は15人でした。

10ページを御覧ください。⑩学校給食センター施設の整備・充実の実績及び今後の目標は記載のとおりです。なの花学校給食センターでは食育を推進します。

12ページを御覧ください。一番上の項目、入学準備金・奨学金利子補給制度については、次の報告事項で詳しく御説明いたします。

2つ下の項目、督促の頻度について、昨年度設定した目標は「3か月に1度督促に努める」というものでしたが、今年度の実績は「2週間に1度」でしたので、引き続きこれを目標とします。

13ページから14ページにかけては「②学校施設等の整備・充実」です。今年度の大規模改造工事その他の工事は、いずれも計画どおりに進みました。引き続き計画的に取り組み、良好な学習環境の確保に努めます。

15ページを御覧ください。「③教職員の資質・指導力の向上」中、希望研修の参加実績は目標を下回りましたが、その下の専門研究、個人・グループ研修の参加実績は目標を上回りました。

16ページを御覧ください。「⑤教職員の人事管理制度の充実」中、倫理確立委員会の開催実績及びその下の産業医の活用実績は記載のとおりです。

一番下の項目は、今回新たに追加した指標です。

教員の長時間労働に関し、中央教育審議会の初等中等教育分科会に設置された特別部会が、昨年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」を発表しました。

これを受け、平成30年度からICカード式の出退勤管理システムを導入し運用することとし、今年度は勤務時間の適正な把握に関するガイドラインを策定しました。

17ページを御覧ください。「①家庭・地域の教育力を生かす教育の充実」の3つ目の指標「地域協働学校の推進」です。地域協働学校については、日頃より教育委員の皆様のご理解・御支援をいただきましてありがとうございます。

平成30年度は学校運営協議会設置校2校、平成31年度は5校を目標としました。

18ページの「③地域との連携を強化した教育の推進」の2つ目の指標は、ただいま申しあげました学校運営協議会設置に伴い指標の表現を修正しました。

「④学校施設の有効活用、複合化の推進及び小中学校の施設活用」の文化財展示室は、今年度はさぎの森小学校と東台小学校に設置しました。

19ページを御覧ください。「②家庭教育事業の推進」の一番上の指標「家庭教育学級事業」の今年度実績は、目標を10%以上上回りました。

20ページ「③放課後を活用した学習支援」の放課後子ども教室棟に係る実績は、記載のとおりです。

21ページ「①市民の生涯学習・社会教育活動の支援」の上3つの指標の平成31年度目標値に「統合に向けて検討」とありますが、ここでいう「統合」とは、「他の2館の事業を廃止して1館のみで実施する」という意味ではなく「3館で実施し、その内容のレベルを揃えて互換性を高める」といった意味であることを担当課に確認しました。

記述するスペースが狭いので字数が限られてしまいますが、意味が正確に伝わる表現を考えたいと思います。

一番下の指標「成人を対象にした講座、教室の開催」の今年度実績は目標を大きく上回っています。

	<p>22 ページ「③地域の歴史文化の継承と文化振興の促進」、公民館事業の参加団体数・参加人数の実績は記載のとおりです。</p> <p>社会教育課の河岸記念館及び旧大井村役場の工事等の実績につきましても記載のとおりです。</p> <p>23 ページ「④学びの成果を還元する仕組みの充実」の今年度実績は、ほぼ目標どおりです。</p> <p>24 ページ、図書館の小学校支援事業は目標を大きく上回る実績です。</p> <p>25 ページ「⑦社会教育における人権教育の推進」の一番上の指標「人権教育講演会」は、今年の実績550人は昨年7月に開催したゴルゴ松本さんの講演でした。平成30年度は今年度を下回り、31年度は上回る目標となっていますが、これは2年に1度県から補助金があり、それによって知名度の高い講師を招くことができるためです。</p> <p>その他の指標の実績及び目標は、記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>9 ページ「⑦教育相談体制の充実」について、説明していただけるでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課、榎本です。よろしくお願いいたします。</p> <p>平成28年度まで教育相談室の相談員の体制は、常任相談員4名でした。今年度は、臨床心理士の資格を持つ者1名を配置することができ、体制としても1名増員することができました。</p>
山城委員	<p>私は、子ども子育て会議に出ていまして、今回は貧困についてのアンケートを取ったとのことですが、福祉総合支援チームでやっている学習支援教室は、教育委員会としてはアクションプランに盛り込むものではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>教育委員会が行っているものとしては、寺子屋事業がありますが、これは、今後は地域協働学校で学校ごとに実施しようと考えています。</p> <p>教育委員会の事業としては、それを中心に考えており、福祉総合支援チームの方は学習支援教室を実施します。教育委員会と全く関係ないということではなく、互いに協力しながらやっていきますが、アクションプラン</p>

<p>富田教育長職務代理者</p>	<p>には載ってこないということです。</p> <p>8ページの「⑥生徒指導体制の充実」の中で、「不登校防止対策の推進に向けてスクールカウンセラー（SC）」をとということです、平成29年度実績としては0.8%と増えたことについて、どのように把握されているかということ、この指標名で「SCやSSW、さわやか相談員の活用」とありますが、増員は考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>まず、不登校児童生徒の割合0.8%については、昨年度の実績が0.26%でしたので、近年の中でも高い数値であると認識しています。</p> <p>原因は様々でして、教育委員会としては分析しきれていませんが、高い数値ですので憂慮すべきものと認識しています。</p> <p>これらの児童生徒に対しては、SCやSSW、さわやか相談員等の協力を得ながら、不登校の早期解消に向けて動いているところです。</p> <p>増員については、県に申請するものもありまして、現在も来年度に向けて申請しています。増員についての県の判断が出るのはこれからですが、せめて今年度同様の人員を維持したいと考えています。</p>
<p>教育長</p>	<p>補足ですが、県が派遣してくれるカウンセラーは県頼みということになります、市としては教育相談室の有資格者の相談員の増員ですとか、各教室に派遣する生徒指導支援員、いじめ対応支援員の増員の努力はしています。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>6ページから8ページにかけて、いじめ等対応支援員の配置に係る平成31年度の目標値として「市費支援員の業務内容見直し」とあります。</p> <p>これについて具体的な説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>いじめ等対応支援員は、新年度は6名の増員が認められました。</p> <p>いわゆる発達障害等の問題が学校の中で顕著になる中、支援員の増員をお願いしたいので財政当局と交渉を続けました。</p> <p>交渉の中で、今配置している支援員、いじめ等対応支援員と生徒指導支援員との業務内容に明確な棲み分けがあるのかという質問を財政課からかなり受けました。</p> <p>名称も違いますし、業務内容も違うのですが、実際の現場では、両方の対象となる児童・生徒がいるので、棲み分けは難しいでしょうという話も議論の中では出てきました。</p>

	<p>この「見直し」というのは、これまでの支援員も含めて今後支援員をどのような目的で、どのようなことに対応して配置するのかについて、もう一度教育委員会内で精査する必要があるということを前提に進めていく必要があることを財政当局と確認したということです。</p> <p>したがって、平成31年度目標値は数値目標ではなく、これまでの業務を見直して新たな支援員の配置をしていくということで、このような表記としました。</p>
教育長	<p>できるだけ増員しながら、体制としては1つにまとめていく、あるいは持っている意味合いを変えていこうということです。縮小のための見直しでは決してありません。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>この案件は、次回の定例教育委員会会議に正式な議案として提出いたします。</p>
	<p>○報告事項</p>
教育長	<p>次に、報告事項「ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給金交付要綱(案)について」、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告事項、ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給金交付要綱(案)について御説明いたします。</p> <p>昨年12月の教育委員会会議でも御報告しましたとおり、現在は入学準備金・奨学金を市が直接貸し付けていますが、これを利子補給方式に変更したいと考えています。</p> <p>利子補給制度に移行するに当たっては、教育委員会の議決をいただき利子補給金交付要綱を制定する必要があります。</p> <p>この要綱の制定は、「申し合わせ事項」に定める「複数回の教育委員会会議で審議する議案」に該当するものと判断しました。</p> <p>よって、本日は、利子補給制度の概要や要綱の条文等について教育委員</p>

の皆様へ御報告し、御質問・御意見をいただき、適宜修正を加えた要綱案を次回の教育委員会会議に正式な議案として提出したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

では、要綱の個々の条文に入る前に、まずは制度をどのように改めたいのかについて御説明いたします。

現在、入学準備金は保護者に対し一括、奨学金は生徒・学生に対し月々、市が直接貸し付けています。

これを改め、日本政策金融公庫から入学準備金を借り入れた場合及び日本学生支援機構から奨学金を借り入れた場合に、1年間の返済を完了した方に対し、市が利子補給金を交付する制度にしたいと考えています。

次に、なぜ利子補給制度に改めたいのか、その理由を申し上げます。

理由は3点あります。まず1点目は、対象額が拡大するためです。

お手元の資料中、要綱の条文及び様式の次に別紙を添付していますので御覧ください。「利子補給制度に移行後の入学準備金・奨学金（案）」と書いてある資料です。

入学準備金については、現行の直接貸付制度では入学する学校の区分に応じ20万円から50万円までを貸し付けているところ、新たな利子補給制度ではそれぞれ10万円増額し、30万円から60万円に対象額を拡大することができます。

また、奨学金については、資料裏面のⅡを御覧ください。

直接貸付制度では月額1万5千円または3万円を限度に貸し付けているところ、利子補給制度ではこれを倍増し、月額3万円または6万円を限度に対象額を拡大することができます。

「対象額が拡大するため」というのが理由の1点目です。

次に、理由の2点目は、対象者の範囲が拡大するためです。

資料のⅢを御覧ください。

現行の直接貸付制度では、申請者の世帯が生活保護を受給すると仮定した場合の受給額を算出し、実際の世帯収入が当該生活保護基準額の3倍を超えない範囲を対象者としています。

この場合、過去の実績では申請者の52%しか貸付対象とすることができなかった年度もありましたが、新たな利子補給制度ではこれを6倍まで

拡大できます。

過去の申請実績に照らした場合、ほぼ100%が利子補給の対象となります。

「対象者の範囲が拡大するため」というのが理由の2点目です。

最後に、理由の3点目は、収入未済額の増加を防げるためです。

入学準備金・奨学金の収入未済額は、平成28年度決算時点で775万6千円あります。

利子補給制度に完全に移行して貸付をしなくなれば、当然のことながら収入未済額は発生しません。

なお、今後、平成34年までに改正民法が施行され、債権の消滅時効が10年から5年に短縮されることから、利子補給方式に変更したいです。

「収入未済額の増加を防げるため」というのが理由の3点目です。

では、要綱の個々の条文について御説明いたします。

資料のページを戻していただきまして、要綱を御覧ください。

現行の直接貸付は条例ですが、補助金交付の一般的な規程が「ふじみ野市補助金等交付規則」という規則であるため、利子補給については条例でなく要綱とします。

第1条は目的です。現行の貸付条例では「経済的な理由により修学困難な者のために」貸付を行うこととしていますが、利子補給要綱では「修学の意欲を有する者で金融機関等から借り入れをしている者に対し、利子補給金を交付して経済的負担を軽減すること」としています。

先ほど申しあげましたとおり、対象者の範囲を生活保護基準額の6倍まで拡大したいため、「修学困難な者のために」という文言を削りました。

第2条は定義です。第1号の学校の定義について、現行の貸付条例では中等教育学校の後期課程は含まれていません。

これは、条例制定当時は本市からの通学圏域内に該当する学校がなかったためと推測できますが、過日、新聞でも報道されましたとおり、さいたま市では、市立大宮西高等学校を改編し、市立大宮国際中等教育学校を設立し来年4月に開校する予定とのことでした。

本市の生徒が同校に入学することも考えられますので、第1号の定義に中等教育学校の後期課程も加えました。

第2号の金融機関等は、日本政策金融公庫と日本学生支援機構です。

入学準備金は日本政策金融公庫のみ取り扱い、日本学生支援機構では取り扱っていません。また、日本学生支援機構は高校生の奨学金を取り扱っていないため、日本学生支援機構だけでなく日本政策金融公庫も定義に含めます。

第3条は対象者です。第1号に「この要綱の施行日以後に高等学校等に入学する者及びその保護者」と規定しています。

この要綱の施行日より前に高校や大学等に入学した方に対しては、現行の直接貸付制度があったので、利子補給制度の対象外としました。

なお、平成30年4月に入学を予定している方に対しては、既に現行の直接貸付方式を御案内し、申請を受け付けているところですので、利子補給方式の本格的な運用は平成31年度入学者からとなろうかと思えます。

第3号は住所要件、第4号は未納がないことの条件です。利子補給金の原資は税金ですので、このような条件を付けました。

ただし、引き続き市民であった方が大学卒業後に就職し、配属先が例えば札幌だったとか福岡であったといった場合、当該本人のみが単身赴任して実家は引き続き市内にあるという場合は、利子補給の対象にしたいと考えています。

このような例外的な取扱いについては、「対象者の経済的負担を軽減すること」と「そのための原資は、市民の皆様が納めてくださった貴重な税金であること」の両者のバランスを取りながら決定し、教育長決裁を受けて先例として積み上げていきたいと考えています。

第4条の対象となる教育資金の額は、先ほど申し上げたとおりです。

第5条、利子補給の期間は5年間とします。

第6条、利子補給金の額は、1年間に返済した金額のうちの利息分とし、その額が1万円を超える場合は1万円とします。

第7条は交付申請の手続、第8条は交付決定、第9条は届出の義務についての規定です。

第10条は交付請求についてです。1月から12月までに約定償還日を迎えた額を完済した場合、翌年2月に交付請求を受け付けることとします。

第11条は交付決定の取消し、第12条は交付決定を取り消した場合の

<p>教育長</p>	<p>利子補給金の返還、第13条は利子補給の中止についての規定です。</p> <p>手続に必要な申請書等は、様式第1号から第3号までのとおりです。</p> <p>入学準備金・奨学金利子補給金交付要綱（案）の説明は以上です。</p> <p>長くなりまして申し訳ありません。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>伊藤委員さん、大学の場合、日本学生支援機構等から奨学金を借りている学生さんは多いでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>かなり多いですね。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>そういった公的機関からの借り入れに対して利子補給を講じていくという内容です。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>「利子補給」というのは返さなくてもよいのでしょうか。</p> <p>返済開始後、元金と利息を合わせて返済することになりますが、1月から12月までの返済を完了した方に対し、その利息分を市が負担しますという制度です。返す必要はありません。</p> <p>現行の直接貸付方式は無利息ですので、その代わりというか、それと同じということです。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>今、マスコミでも奨学金による自己破産を大きく取り上げていますが、このような制度が整ってくると救われる人も増えてきますね。</p>
<p>富田教育長職務代理者</p>	<p>対象者の範囲が現行制度よりも拡大するということですが、ただし年間30人を限度とするということですね。</p> <p>過去の実績に照らし、この「30人」という枠内に収まるということでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>過去5年間の申請実績は、平成25年度が21人、平成26年度が20人、平成27年度も20人、平成28年度が33人、平成29年度が25人です。</p>
<p>富田教育長職務代理者</p>	<p>30人を超えた年度もありましたが、概ね30人以内となっています。</p> <p>新たな制度の申請者が増えそうな気もしますが、その場合は、より必要に迫られている方を優先するというのでしょうか。早い者順ではなく、申請受付期限まで待ってから判断するというのでしょうか。</p>

<p>教育総務課長 富田教育長職務代理者</p>	<p>期限を定めて、倍率を見ながら判断します。</p> <p>申請者は、御自身が制度の対象となるか否かが最後まで分からないということになりますか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>一定期間で締め切って、対象者となることをお知らせして、安心して勉強に励んでいただけるようにしたいと考えています。</p>
<p>教育長 各委員</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>次回の教育委員会会議に正式な議案として提出いたしますので、その際に改めて精査していただきますようお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○報告事項</p> <p>次に、報告事項「ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針の改定について」、学校教育課長より報告をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校教育課、榎本です。よろしく申し上げます。</p> <p>報告事項、ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針の改定について御説明申し上げます。</p> <p>教育行政に関する一般方針を定めることについては、教育委員会会議の議案とするものですが、今回の改定は大幅なものになっており、資料のボリュームもあるため、1回の審議では十分時間がとれないと考え、本日は説明のみとし、次回の教育委員会会議において改めて議案として提案したいと思っておりますので、御了承いただきたいと存じます。</p> <p>では、これより「ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針（案）」について説明いたします。</p> <p>平成29年3月に文部科学省が「いじめに防止等のための基本方針」を改定し、併せて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したことに伴い、埼玉県は平成29年7月に「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」を改定しました。これに基づき、本市の基本方針も改定するものです。</p> <p>県の改定においては、新たに13項目が明記されたことを受け、本市の基本方針も13項目を追加しました。新たに明記されたのは、①「いじめ防止基本方針を定める意義」、②学校評価項目への位置づけ、③ホームページ</p>

	<p>ジへの掲載、保護者・地域住民への周知について、④組織としての役割と構成について、⑤けんかやふざけ合いの背景について、⑥「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応について、⑦いじめ防止に関する児童生徒の自主的活動について、⑧学校いじめ対策組織へのいじめの報告・対応について、⑨いじめに係る報告・相談に対しての迅速に対応することの徹底について、⑩いじめの解消について、⑪いじめの防止のポイントについて、⑫東日本大震災被災児童生徒等への配慮について、⑬重大事態の判断についてです。</p> <p>その他の字句の整理等についても併せて行い、朱書きで示しております。説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>学校教育課長、今回の改定に至る背景や、改定に当たり国から示されたものはあるでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>国では、いじめ防止対策推進法が平成25年に制定されました。この法律は施行後3年をめどに検討が加えられ、必要な措置が講じられると定められています。</p> <p>法律施行後3年経過しましたので、方針も見直しを行いなさいということで、国、県へと下りてきました。その方針が13項目にわたっています。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p>(質問なし)</p>
教育長	<p>それでは、次回の定例教育委員会会議において再度御審議お願いいたします。以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
教育長	<p>○各課からの報告</p> <p>この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いいたします。</p> <p>(教育総務課長：報告)</p>
教育長	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、平成30年3月26日(月)午後6時30分から、会場は市役所</p>

<p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>(19時38分)</p>	<p>第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長、学校教育管理監、教育総務課長、学校教育課長以外の課長及び主幹は退席をお願いします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p> <p>○第3号議案「平成30年度当初小・中学校教職員人事の内申について」 【非公開】</p> <p>○第4号議案「ふじみ野市教職員の人事について」 【非公開】</p> <p>○非公開の解除</p> <p>ここで、非公開を解除し、改めて、第3号議案「平成30年度当初小・中学校教職員人事の内申について」及び第4号議案「ふじみ野市教職員の人事について」が可決されましたことを御報告いたします。</p> <p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、平成30年第2回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p>
---	--